

平成 31 年度第 2 回庁議提案  審議・報告・その他  
 提出日：平成 31 年 4 月 23 日  
 担当部・課：産業部農林課〔内線 3552〕

|   |
|---|
| ① 件 名   |
| 森林環境整備基金の設置について   |
| ②施策等を必要とする背景及び目的（理由）  |
| <p>【背景】<br/>       パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。</p> <p>【目的】<br/>       平成 31 年度以降、森林整備等に必要な施策に充てるため、国から各地方公共団体へ譲与される森林環境譲与税により当該年度の森林整備事業等を実施し、未執行の譲与税については、後年度において計画的に事業を実施していくための基金を設置するもの。</p>   |
| ③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性  |
| <p>【根拠法令】<br/>       森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）<br/>       地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<br/>       森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】<br/>       第 3 章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち<br/>       第 4 節 魅力的な農林業を確立する<br/>       4 林業経営の効率化を図る</p>  |
| ④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）   |
| <p>平成 30 年 3 月 森林経営管理法案が可決・成立<br/>       平成 31 年 3 月 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案が可決・成立<br/>       4 月 森林経営管理法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行</p>   |
| ⑤主な内容   |
| <p>1. 石巻市森林環境整備基金</p> <p>① 設置<br/>       森林整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、基金を設置する。</p> <p>② 積立て<br/>       基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。</p> <p>③ 管理<br/>       金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>④ 運用益金の処理<br/>       基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。</p> <p>⑤ 処分<br/>       森林整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。</p> <p>⑥ 繰替運用<br/>       財政上必要があると認めるときは、繰替運用することができる。</p> <p>2. 森林整備事業等の内容</p> <p>① 私有林の経営管理の意向に関する調査の実施<br/>       ② 石巻市が経営管理を実施するための私有林経営管理権集積計画の作成<br/>       ③ 地域林政アドバイザーによる森林・林業行政の体制支援事業の実施<br/>       ④ 林業への就業希望者に対する担い手育成事業の実施<br/>       ⑤ 石巻市に委託された私有林の間伐事業による森林機能の回復<br/>       ⑥ 木材利用の促進及び普及啓発活動事業の実施</p> |

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

森林環境譲与税を基金造成し、森林管理事業を計画的に実施することにより、森林機能の向上が図られるとともに、土砂災害等の発生リスクが低減するなど、地域住民の安全・安心に寄与することが期待できる。

【財源措置】

平成36年度から課税される森林環境税を財源とし、納付された森林環境税の90%（※）を私有林人工林面積、林業就業者、人口に基づき按分され市町村に譲与される。

市町村に譲与された森林環境税の残額については、市町村への支援指導分として、都道府県に譲与される。

平成35年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入により、各地方公共団体に譲与される。

※譲与基準の経過措置として、平成31年度から平成44年までの間の市町村への譲与割合については以下のとおり。

- ・平成31年度から平成36年度までの譲与割合 80%
- ・平成37年度から平成40年度までの譲与割合 85%
- ・平成41年度から平成44年度までの譲与割合 88%
- ・平成45年度 90%

【譲与基準】

譲与基準の各項目の譲与割合

|   | 譲与基準     | 譲与割合 | 石巻市       | 備 考                     |
|---|----------|------|-----------|-------------------------|
| 1 | 私有林人工林面積 | 5/10 | 11,772ha  | H28 森林資源現況調査            |
|   | (補正率)    |      | 1.0       | 林野率 75%未満 1.0 (石巻市 57%) |
| 2 | 林業就業者数   | 2/10 | 115 人     | H27 国勢調査                |
| 3 | 人口       | 3/10 | 147,214 人 | H27 国勢調査                |

【譲与額（試算額）】

| 年 度 | H31       | H32       | H33       | H34       | H35       | H36       |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 譲与額 | 24,633 千円 | 24,633 千円 | 24,633 千円 | 36,950 千円 | 36,950 千円 | 36,950 千円 |

※森林環境税が課税される初年度である平成36年度の全体譲与額が300億円に設定され、平成31年度から平成33年度までは200億円、平成34年度から平成36年度までは300億円を譲与基準に基づき市町村に譲与されることから、平成34年度からの譲与額（試算額）が増額されている。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

基金設置済の自治体：宮城県、栗原市  
 基金設置予定の自治体：仙台市、名取市、白石市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、東松島市  
 基金設置未定の自治体：塩竈市、気仙沼市、大崎市、富谷市  
 町村の基金設置状況：設置済（3）、設置予定（16）、設置未定（2）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年6月 市議会第2回定例会に石巻市森林環境整備基金条例案及び補正予算案を提案  
 （平成31年7月施行予定）  
 9月 森林環境譲与税第1回譲与  
 平成32年3月 森林環境譲与税第2回譲与  
 〃 森林環境整備基金積み立て

⑨ その他